

2026



DISCLOSURE
DISCLOSURE

フインキン

目 次

ご挨拶	1
地域貢献ディスクロージャー	2
総代会	3
1. 概況及び組織に関する事項	6
■ 理念	
■ 経営方針	
■ 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）	
■ 金融商品に係る勧誘方針	
■ 事務所の名称及び所在地	
■ 事業の組織	
■ 理事及び監事の氏名及び役職名	
■ 営業地区	
■ 自動機設置状況	
■ 業界関連会社（出資先）	
■ 当金庫の沿革	
2. 主要な事業の内容	17
3. 主要な事業に関する事項	18
■ 第103期（2025年度）における事業の概況	
■ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
■ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
4. 事業の運営に関する事項	31
■ リスク管理の体制	
■ 法令等遵守（コンプライアンス）の体制	
■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	
■ 金融ADR制度への対応	
■ 地域金融円滑化について	
5. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	37
■ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	
■ 監査報告書	
■ 債権の状況	
■ 役職員の報酬体系の情報開示について	
自己資本の充実の状況（自己資本比率規制の第3の柱）	53
■ 単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項	53
1. 自己資本の構成に関する開示事項	53
2. 定量的な開示事項	55
3. 定性的な開示事項	72

ご挨拶

平素より津信用金庫に格別のご愛顧とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

第103期（2025年度）事業概況と経営内容を開示する「ディスクロージャー2026」を作成致しました。ご高覧いただければ幸いに存じます。

2025年度は、我が国で女性初となる高市総理大臣が誕生し、また、アメリカでは2期目就任となったトランプ大統領による関税政策が実施され、その影響等もあり日本経済は物価が上昇しました。

地政学リスクも拡大しており、ロシアによるウクライナ侵攻の継続、イスラエルとアメリカによるイラン侵攻、その他小規模なものを含めて世界各地で紛争が起っています。

日本経済は、個人消費においては、ここ2～3年来の賃金上昇や雇用の拡大もあり、底堅く推移しております。

また、円安から大手輸出企業の業績も改善し、設備投資の拡大、高市政権による積極財政政策も含め、デフレ脱却からインフレ経済への移行へと好循環がみられております。

一方においては、中小企業では少子化による人手不足や原材料高対策など、事業運営していくうえにおいては大手より一層高いハードルとなっており、一部では事業譲渡やM&A対応の事例も見受けられました。

さて、当金庫の2026年3月期決算であります。日本銀行の政策金利がここ2年程の間に複数回利上げが実施され、市場金利が上昇する中、債券の評価損の削減と有価証券利回りの向上のため、価格が下落した利回りの低い債券を売却して、より利回りの高い債券に乗り換えることで、収益力強化を目的としたポートフォリオの入れ替えを行いました。今後の収益基盤は強化できましたが、今期決算は赤字となりました。

自己資本の一部取り崩し後においても、国内水準4%を上回る18.66%の高い自己資本比率を維持できており、経営の健全性に問題ありません。

当金庫はこれからも当地域に根ざす信用金庫として、役職員一同、お客様と地域社会への奉仕・貢献に誠心誠意努めてまいりますので、末永いご愛顧とご支援を引き続きよろしくお願い申し上げます。

2026年7月

理事長 北出 秀之

地域貢献ディスクロージャー

当金庫は、津市・松阪市（旧飯南町、旧飯高町は除く）・鈴鹿市の3市を営業地区として、これら地区内の中小企業者や住民が出資して会員となり、お互いに助け合い、発展することを共通の理念として設立・運営している相互扶助型の地域金融機関であります。

当金庫は、社会的な要請に応じて「経営の透明性」を重視するとともに、「預金者保護」、「不良債権の発生防止」、「ローコスト経営」、「当地マーケットでのビジネスの徹底」、「迅速で確実な情報公開」などを重視して、堅実経営に徹することを基本理念としております。

また、当地域のお客さまの大切な資金を「安全」、「確実」、「有利」にお預かりし、お客さまの必要とする資金を「低利」、「安全」に融資する業務やその他の金融取引などを通じて、地域経済の発展に寄与するとともに、お客さまから信頼される金融機関となるべく、コンプライアンス（法令等遵守）の徹底を図り、金融機関としての社会的な責任を果たすように努力を傾注しております。

なお、当金庫では、従来からお取引をいただく皆様へ ①定期預金利息の高率付利 ②低金利貸出の推進 ③出資配当率8%の継続などの諸施策を講じてまいりましたが、これらは「地域貢献」の最たるものであると確信しております。

今回のディスクロージャー誌の発行にあたり、当金庫の全貌を可能な限り詳細に開示することとしましたので、ご高覧に賜りますようお願い申し上げます。



三重県津市の花「ツツジ」

総代会

1. 総代会制度

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を適正に反映させる協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、実際の運営においては、当金庫の会員数が多く、総会の開催は事実上困難ですので、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算に関する事項、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるように、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されております。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

2. 総代の選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は、30人以上80人以内です。

なお、令和8年3月31日現在の会員数は2,295人です。

・選任区域

1地区（津市、鈴鹿市、松阪市（旧飯南町、旧飯高町は除く））

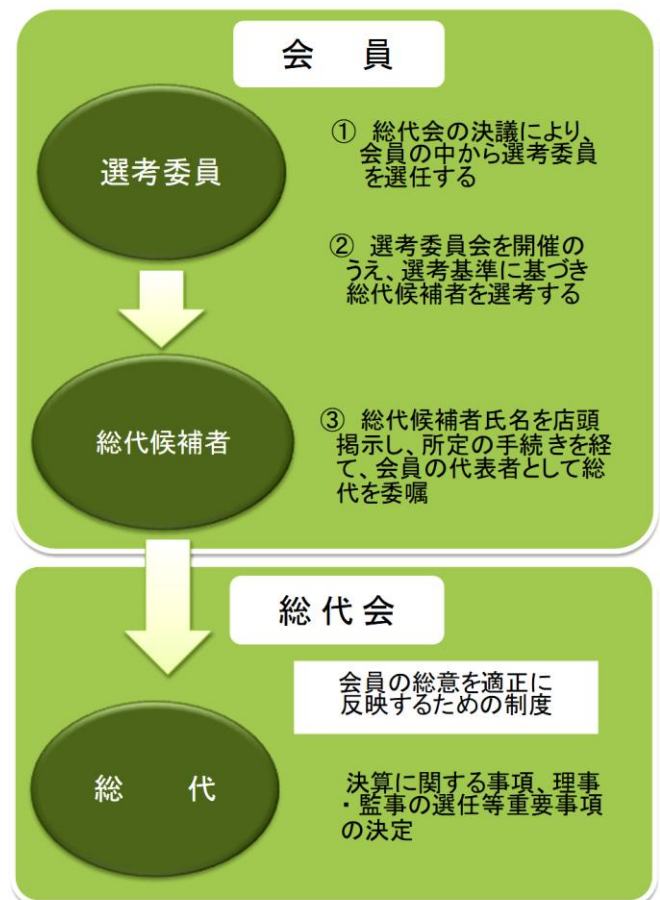
(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を任命する。
- ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

〈総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です〉



総代候補者選考基準

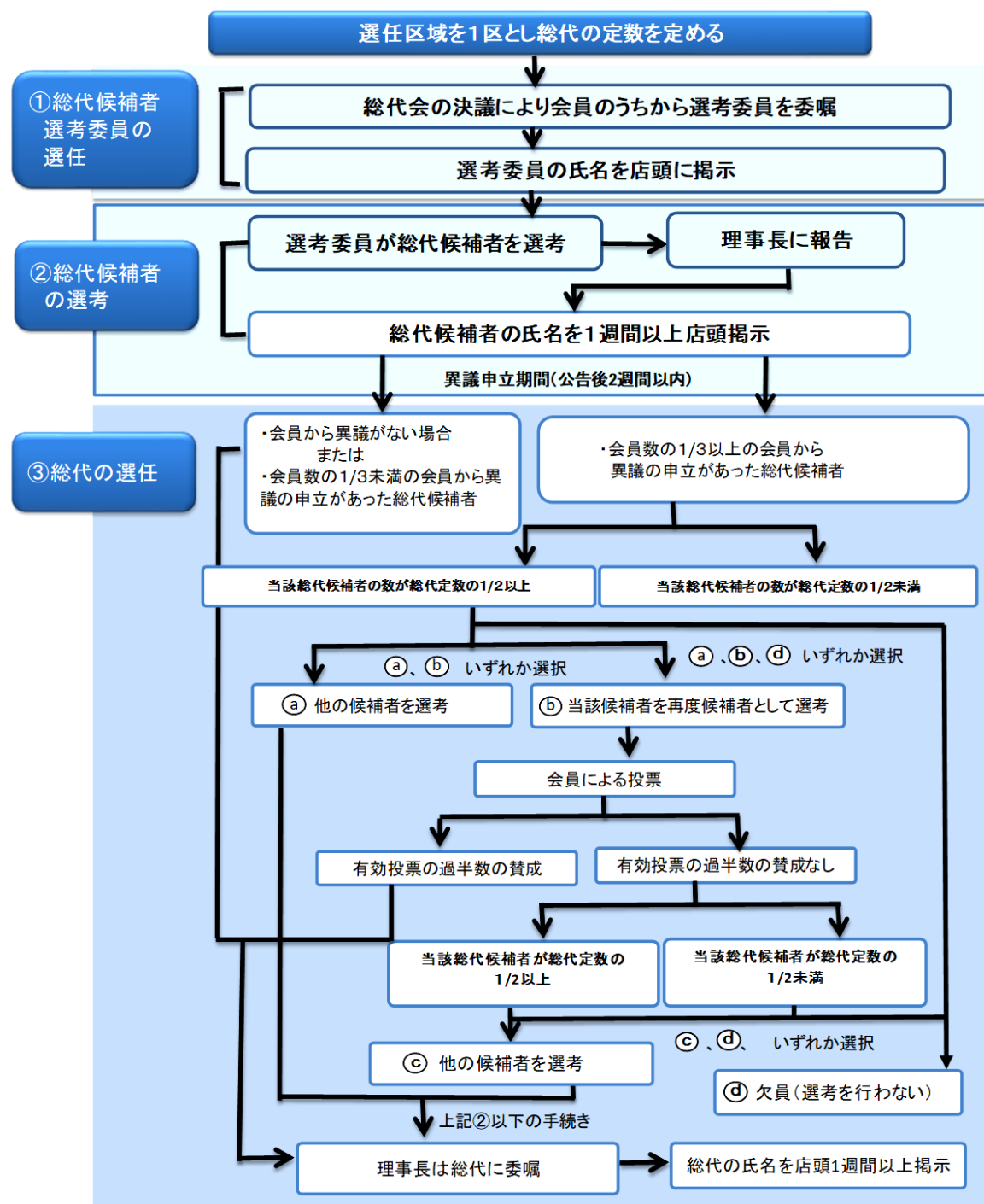
1. 資格要件

- ① 当金庫の会員であること。
- ② 就任時点で85歳を超えていない者。

2. 適格要件

- ① 地域における信望が厚く、総代として相応しい人物であること。
- ② 金庫の理念をよく理解し、金庫との取引も良好であること。
- ③ 地域の実情に通じ、金庫に対する協力者であること。
- ④ その他総代候補者選考委員が適格と認めた者。

〈総代が選任されるまでの手続について〉



3. 第103期通常総代会の決議事項

令和8年6月19日に開催しました第103期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

① 報告事項

第103期（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

業務報告、貸借対照表および損益計算書の件

② 決議事項

第1号議案 剰余金処分案の件

第2号議案 理事選任の件

第3号議案 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件

4. 総代の氏名等（令和8年5月31日現在 50音順、敬称略）

任期：令和7年5月21日から令和10年5月20日

1 地区	津市、鈴鹿市、松阪市（旧飯南町、旧飯高町は除く）					44名
青木伸一④	石川紀男⑥	伊藤洋一⑥	井面祐一⑥	白井雅則⑥	大川吉崇⑥	
大橋 悟⑥	大橋隆道⑥	大橋洋之③	岡 裕⑥	岡田健次⑥	奥山正隆⑥	
奥山正博⑥	笠間哲治④	加藤丈也⑥	川北明広④	北角秀明⑥	木村禎孝⑤	
楠 幸治②	倉田 忠④	倉田稔人④	倉田 均⑥	黒川庄三⑤	鈴木健司②	
藺部輝男⑥	田中高彰⑤	田中嗣泰⑥	田中幹人⑥	田中義嗣⑤	谷口庄一⑥	
辻原宣和⑤	富岡英明⑥	中藤 剛⑤	野地洋彰④	服部 靖④	林 昭久⑥	
廣田正治⑤	堀川隆市④	前川勝典⑤	増井由紀子⑥	増田芳久③	水野 博⑤	
森川七郎⑥	山本賢司⑥					

（注）氏名の後の数字は2010年以降に選任した総代の就任回数です。

・総代の属性別構成比

職 業 別	法人代表者 38.6%、個人事業主 36.3%、個人 25.0%
年 代 別	70代以上 72.7%、60代 18.1%、50代 9.0%
業 種 別	卸・小売業 22.7%、不動産業 20.4%、各種サービス業 20.4% 建設業 6.8%、製造業 2.2%、飲食業 2.2%、個人 25.0%

1. 概況及び組織に関する事項

■ 理 念

信用金庫は、非営利・相互扶助を基本理念とし、会員をもって構成される協同組織金融機関です。信用金庫業界は、協同組織の理念のもと、「信用金庫の3つのビジョン」として、「地域社会繁栄への奉仕」「中小企業の健全な発展」「豊かな国民生活の実現」を掲げて来ました。

信用金庫の基本理念と3つのビジョンを実現するため、お客様と地域社会と当金庫の全ての繁栄に役立つことを当金庫の理念としています。

■ 経営方針

当金庫の理念を実行するためには、預金者保護につながる「健全経営」が必要であると考えてきました。そして、健全経営のためには「良好な資産内容」が、良好な資産内容のためには「低い経営コスト」が必要であると考えてきました。

そこで当金庫は、「公正」「公平」「簡素」「透明」を経営方針として、低い経営コストを実現するための努力を積み重ねてきました。

それが、当金庫の「お客様本位経営」「健全経営」「効率経営」「良好な職場環境」の実現につながっていると考えています。

■ 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

2025年6月6日

津信用金庫

〒514-0027 三重県津市大門21番12号

理事長 北出 秀之

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。）、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。

なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

- （1）身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ
＜例＞顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
- （2）国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号
＜例＞運転免許証番号、パスポート番号、個人番号（マイナンバー）等

2. 個人情報等の取得・利用について

（1）個人情報等の取得

- 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

○ お客様の個人情報は、

- ① 預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ② 営業店窓口係等が口頭でお客さまから取得した事項
- ③ 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項

- ④ その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

- 当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的

(業務内容)

- ① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務およびこれらに付随する業務
- ② その他信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

(利用目的)

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ 各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ⑬ その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

(法令等による利用目的の限定)

- ① 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能

力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

- ② 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 特定個人情報等の利用目的

- ① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ② 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ③ 預金口座付番に関する事務のため
- ④ 住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤ 公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務のため
- ⑥ 災害時および相続時における預金口座の情報提供に関する事務のため
- ⑦ 本人特定事項および個人番号の正確性の確保に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求（第三者提供記録の開示も含みます。）があった場合には、請求者をご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客さま本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅延なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

- お客さまからの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示および第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- 以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規定等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
- (2) 取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
- (3) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規定等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- (4) 個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- (5) アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

○ リンクについて

当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客さまの個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

○ クッキーについて

当金庫のHPではクッキーを使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っておりません。

(クッキーとは)

クッキーとは、お客さまがウェブサイトアクセスの際、お客さまのパソコン等のウェブブラウザに一定の情報を格納し、再度お客さまが当金庫のウェブサイトをご利用いただくことを容易にする技術です。クッキーを読むことができるのは設定したウェブサイトのみです。お客さまが接続されたその時のみ有効であり、また、お客さまの氏名・Eメールアドレスなど個人を特定する情報は含まれていません。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- 定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ダイレクトメールの発送に関わる事務
- 情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報—等について情報提供いたします。

※ 同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨およびその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨およびその理由等について情報提供します。

この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客さまのご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください（ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます）。

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取り組めます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫相談窓口までご連絡下さい。

【個人情報等に関する相談窓口】

津信用金庫 本部

住 所： 〒514-0027
三重県津市大門21-12

電話番号： 059-228-2181

F A X： 059-225-3264

Eメール： accept@tsushinkin.co.jp

■ 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、お客様の保護を図ることとします。

1. お客様の資産運用目的、知識、経験、財産の状況に照らして適正な情報の提供と商品説明を行います。
2. 商品の選択・購入はお客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、当該商品の重要事項について、誠心誠意説明いたしますので、お客様にはその旨のご確認をいただきます。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫におきましては、店舗内での勧誘については所定の営業時間内に行います。
お客様からお申し出のある場合を除き、電話による勧誘及び顧客訪問はいたしません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

■ 事務所の名称及び所在地

店舗一覧(2026年6月30日現在)

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
本 店	津市大門2 1 番 1 2 号	059-227-6111	059-225-3267
新町支店	津市八町一丁目3 番 7 号	059-227-7661	059-225-3254
津駅前支店	津市大門2 1 番 1 2 号 (本店内)	059-227-6111	059-225-3267
橋南支店	津市岩田1 番 1 号	059-227-9155	059-225-3253
久居支店	津市久居本町1 3 5 0 番地	059-255-2376	059-256-6210
南郊支店	津市雲出本郷町1 7 0 7 番地の1	059-234-7151	059-234-8113
本 部	津市大門2 1 番 1 2 号	059-228-2181	059-225-3264

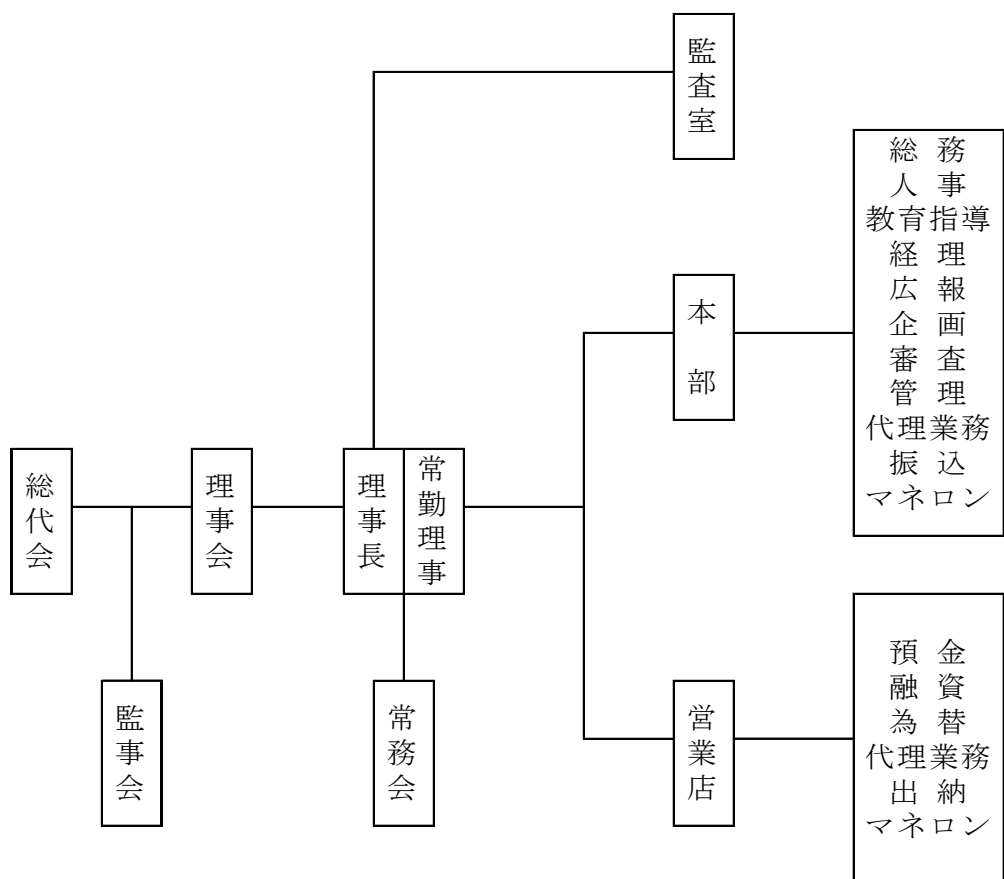
■ 事業の組織

当金庫は、「ローコスト経営」に徹することを指向しております。

そのため、組織を簡略化して最大の効果をあげることがを希求しております。

特に、本部は「小さい組織」であることを必須の要件として、「部課体制」をとっておりません。

事業の組織図（2026年6月30日現在）



■ 理事及び監事の氏名及び役職名

役員一覧（2026年6月30日現在）

理事長（代表理事）	北出秀之
常勤理事	谷川英夫
常勤理事	岡琢治
常勤理事	中嶋克之
常勤理事	糸魚川昌久
非常勤理事	安井広伸（※1）
常勤監事	岡敏夫
非常勤監事	赤塚正利（※2）

※1 理事 安井 広伸は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 赤塚 正利は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

■ 営業地区

津市一円、松阪市（旧飯南町、旧飯高町は除く）及び鈴鹿市一円

■ 自動機設置状況

店舗内 6店舗 自動現金取引装置（A T M） 1 0 台 両替機 5台

■ 業界関連会社（出資先）

名 称	出 資 額 等	
（株）中部しんきんカード	2 9 株	1 4 5 万円
（株）しんきん情報システムセンター	3 7 株	1 8 5 万円
（株）東海信金ビジネス	4 0 株	4 0 万円
信金中央金庫	7, 6 7 9 口	7 6, 7 9 0 万円
一般社団法人しんきん共同システム運営機構	1 口	1 0 0 万円

■ 当金庫の沿革

大正12年 3月 産業組合法に基き、有限責任 津信用組合を設立

設立母体は、商工農業者の済美講である。

(津市中之番町大字津726番地の2)

昭和18年 8月 市街地信用組合法に基く、有限責任 津信用組合に改組

昭和25年 3月 中小企業等協同組合法に基く、信用協同組合 津信用組合に改組

昭和27年 2月 信用金庫法に基く、津信用金庫に改組

昭和27年10月 久居支店開設 (津市久居二ノ町1820番地)

昭和33年 3月 久居支店移転 (津市久居本町1347番地の1)

昭和35年12月 橋南支店開設 (津市岩田町1267番地)

昭和39年 3月 津駅前支店開設 (津市栄町三丁目40番地)

昭和43年11月 本店新築移転 (現在地 津市大門21番12号)

昭和45年11月 久居支店移転 (現在地 津市久居本町1350番地)

昭和46年12月 新町支店開設 (現在地 津市八町一丁目3番7号)

昭和47年12月 津駅前支店移転 (津市栄町三丁目261番地)

昭和48年12月 橋南支店新築 (現在地 津市岩田1番1号)

昭和50年 3月 南郊支店開設 (現在地 津市雲出本郷町1707番地の1)

昭和53年12月 日本銀行と当座取引開始

昭和54年12月 日本銀行歳入代理店業務開始

昭和59年 1月 国債等窓口販売開始

昭和59年 6月 日本銀行国債代理店業務開始

平成21年 3月 日本銀行国債代理店業務廃止

令和 5年 3月 創立100周年

令和 7年 4月 津駅前支店移転 (現在地 津市大門21番12号・本店内)

2. 主要な事業の内容

当金庫は、信用金庫法に基づき設立された金融機関です。

業務の内容は、下記のとおりで金融機関の三大業務を中心に行っております。

1. 預金業務

当座預金、普通預金（総合口座を含む）、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金、定期預金、定期積金等を取扱っております。

2. 貸出業務

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

3. 内国為替取引

振込、代金取立等の取扱いをしております。

4. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他有価証券に投資しております。

5. 上記1～4の業務に付随する業務

- ・ 債務の保証及び手形の引受
- ・ 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務
- ・ その他前記各号の業務に付帯または関連する業務
- ・ 業務の代理
 - 日本銀行歳入代理店業務
 - 地方公共団体の税金等の収納業務
 - 日本政策金融公庫、住宅金融支援機構等の代理店業務
 - 電気、電話料金等の収納業務

3. 主要な事業に関する事項

■ 第103期（2025年度）における事業の概況

預金の当期末残高は、前期末に比べ3,901百万円減少したことにより、81,762百万円となりました。（△4.55％）

預金の内容は、要払性預金の期末残高は21,176百万円と前年同期比1,780百万円減少（△7.75％）、定期性預金の期末残高は60,586百万円と前年同期比2,121百万円減少（△3.38％）となりました。

また、貸出金の当期末残高は、前期末に比べ1,447百万円減少し、14,998百万円となりました。（△8.80％）

経常収益は、前期に比べ20百万円減少し、725百万円となり、経常費用は、今期は利回りの低い債券を売却して、利回りの高い債券に入替えて収益の安定を図ったので、有価証券の売却損・償還損を、25億77百万円を計上し、前期に比べ26億58百万円増加したため、32億62百万円となり、経常損失は、25億37百万円となりました。

その結果、当期純損失は、24億80百万円となりました。

自己資本比率は、今期は損失を計上したので、18.66％と、前年度に比べて4.18ポイント減少しましたが、当金庫は国内基準を採用しており、健全性の目安とされている4％を大きく上回っております。

貸出金などの資産については、自己査定実施要領に従って適正に査定を実施し、将来の不測の事態に備える貸倒引当金は366百万円（うち個別貸倒引当金348百万円）を引当てております。

■ 直近の 5 事業年度における主要な事業の状況を示す指標

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
経常収益(千円)	646,072	646,031	664,539	745,793	725,552
経常費用(千円)	532,580	502,451	550,241	604,542	3,262,881
経常利益(千円)	113,491	143,579	114,297	141,250	△2,537,329
当期純利益(千円)	86,533	107,790	70,946	103,852	△2,480,743
出資総額(千円)	168,030	168,030	168,030	168,030	168,030
会員数(人)	2,704	2,619	2,535	2,435	2,295
出資総口数(口)	3,360,610	3,360,610	3,360,610	3,360,610	3,360,610
配当金(1口当たり、円)	4	5	4	4	4
純資産額(百万円)	9,149	8,350	8,194	7,298	6,008
総資産額(百万円)	111,160	110,288	107,315	93,144	87,971
うち貸出金残高	16,554	17,752	17,131	16,446	14,998
うち有価証券残高	56,899	51,075	49,355	40,895	27,768
総負債額(百万円)	102,011	101,937	99,120	85,846	81,963
うち預金積金残高	101,872	101,478	98,948	85,664	81,762
単体自己資本比率(%)	22.11	20.98	21.78	22.84	18.66
職員数(人)	24	23	22	21	20
役員数(人)	8	8	8	8	8
うち常勤役員数(人)	6	6	6	6	6

(注) 単体自己資本比率は、算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 21 号）」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

■ 直近の 2 事業年度における事業の状況を示す指標

- ① 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支、業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）

業務粗利益 (単位:千円、%)

	2024 年度	2025 年度
資金運用収支	582,578	501,222
資金運用収益	639,118	683,381
資金調達費用	56,540	182,159
役務取引等収支	28,426	27,654
役務取引等収益	34,499	33,842
役務取引等費用	6,072	6,187
その他の業務収支	△90,410	△2,575,961
その他業務収益	27,264	1,968
その他業務費用	117,674	2,577,929
業務粗利益	520,594	△2,575,961
業務粗利益率	0.50	△2.22

(注 1) 業務粗利益は、金融機関の主要業務である預貸金業務等（資金運用収支、役務取引等収支、その他業務収支）にかかる利益のことです。

(注 2) 業務粗利益率は、業務粗利益を貸出金等の資金運用勘定の期中平残で除して算出しております。

業務純益

(単位:千円)

	2024 年度	2025 年度
業務純益	96,823	△2,457,796
実質業務純益	96,823	△2,458,726
コア業務純益	189,007	119,201
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	189,007	119,201

(注1) 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

(注2) 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

(注3) コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、
国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

② 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び利鞘

	期中平均残高(百万円)			期中受取・支払利息(千円)			利回り(%)		
	2024 年度	2025 年度	増減	2024 年度	2025 年度	増減	2024 年度	2025 年度	増減
資金運用勘定	103,833	92,013	△11,820	639,118	683,381	44,263	0.61	0.74	0.13
うち貸出金	16,631	15,892	△739	110,969	127,879	16,910	0.66	0.80	0.14
うち預け金	36,716	38,224	1,507	152,432	214,477	62,044	0.41	0.56	0.15
うち有価証券	49,716	37,128	△12,588	359,710	322,935	△36,774	0.72	0.86	0.14
資金調達勘定	95,794	85,363	△10,431	56,540	182,159	125,619	0.05	0.21	0.16
うち預金積金	95,773	85,344	△10,429	56,435	182,064	125,629	0.05	0.21	0.16

利鞘

(単位:%)

	2024 年度	2025 年度	増減
資金運用利回り	0.61	0.74	0.13
資金調達原価率	0.50	0.69	0.19
総資金利鞘	0.11	0.05	△0.06

③ 総資産経常利益率、総資産当期純利益率の状況

	2024 年度	2025 年度
総資産経常利益率(%)	0.13	△2.70
経常利益(千円)	141,250	△2,537,329
総資産当期純利益率(%)	0.09	△2.64
当期純利益(千円)	103,852	△2,480,743
総資産期中平残(千円)	105,588,473	93,953,560

④ 主要経費の内訳

(単位:千円)

	2024 年度	2025 年度
経 費	423,770	411,642
人 件 費	241,411	232,705
物 件 費	163,304	158,587
事 務 費	80,567	80,565
固定資産費	41,747	38,414
事 業 費	8,992	9,599
人事厚生費	222	1,316
預金保険料	14,293	13,650
有形固定資産償却	17,480	14,807
無形固定資産償却	-	233
税 金	19,055	20,348

⑤ 預金に関する指標

・期中平均残高の状況

(単位:百万円)

	2024 年度	2025 年度
預 金 積 金	95,773	85,344
流動性預金	23,469	21,977
当座預金	591	592
普通預金	22,604	21,135
貯蓄預金	171	169
通知預金	-	-
別段預金	81	75
納税準備預金	20	4
定期性預金	72,304	63,366
定 期 預 金	72,062	63,142
うち固定金利定期預金	72,062	63,142
うち変動金利定期預金	0	0
定 期 積 金	241	224

(注) 譲渡性預金の取扱いは、ありません。

・期末残高の状況

(単位:百万円)

	2024 年度	2025 年度
預 金 積 金	85,664	81,762
流動性預金	22,956	21,176
当座預金	606	604
普通預金	22,015	20,220
貯蓄預金	160	177
通知預金	-	-
別段預金	168	164
納税準備預金	5	9
定期性預金	62,708	60,586
定 期 預 金	62,489	60,363
うち固定金利定期預金	62,489	60,363
うち変動金利定期預金	0	0
定 期 積 金	218	223

(注) 譲渡性預金の取扱いは、ありません。

・預金者別預金の期末残高の状況

(単位:百万円)

	2024 年度	2025 年度
預金積金	85,664	81,762
個人預金	78,826	75,241
法人預金	6,837	6,520
一般法人預金	6,741	6,423
金融機関預金	15	14
公金預金	81	82
会員預金	14,886	14,022
非会員預金	70,777	67,740

・財形貯蓄預金の期末残高の状況

(単位:百万円)

	2024年度	2025 年度
計	11	11
一般財形貯蓄預金	7	7
財形年金貯蓄預金	4	3
財形住宅貯蓄預金	-	-

・役職員 1 人当たり及び 1 店舗当たりの預金残高の状況

(単位:百万円)

	期中平残		期末残高	
	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度
役職員1人当たり	3,547	3,413	3,172	3,144
1店舗当たり	15,962	14,224	14,277	13,627

⑥ 貸出金に関する指標

・期中平均残高の状況

(単位:百万円)

	2024 年度	2025 年度
貸 出 金	16,631	15,892
割引手形	-	-
手形貸付	397	280
証書貸付	15,981	15,367
当座貸越	253	244

・期末残高の状況

(単位:百万円)

	2024 年度	2025 年度
貸 出 金	16,446	14,998
割引手形	-	-
手形貸付	386	168
証書貸付	15,772	14,527
当座貸越	287	302
変動金利貸出金	8,799	8,360
固定金利貸出金	7,646	6,638

・使途別（設備資金、運転資金の別）貸出金残高の状況

(単位:百万円、%)

	2024 年度	2025 年度
貸 出 金	16,446	14,998
設備資金	15,245	13,930
構成比	92.6	92.8
運転資金	1,200	1,068
構成比	7.2	7.1

・消費者ローン・住宅ローンの状況

(単位:百万円)

	2024 年度	2025 年度
計	969	929
消費者ローン	51	29
住宅ローン	918	900

・役職員 1 人当たり及び 1 店舗当たりの貸出金残高の状況

(単位:百万円)

	期中平残		期末残高	
	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度
役職員 1 人当たり	615	635	609	576
1 店舗当たり	2,771	2,648	2,741	2,499

・担保の種類別貸出金残高の状況及び債務保証見返の状況

(単位:百万円)

	2024 年度	2025 年度
貸 出 金	16,446	14,998
計	3,411	3,169
当金庫預金積金	558	506
有価証券	-	-
動 産	-	-
不動産	2,852	2,663
その他	-	-
計	13,035	11,857
信用保証協会・信用保険	29	20
保 証	43	43
信 用	12,962	11,764

債務保証見返額	-	-
---------	---	---

・業種別の貸出金残高の状況

(単位：先、百万円、%)

業種区分	2024 年度			2025 年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	6	103	0.6	5	106	0.7
農 業 、 林 業	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建 設 業	9	218	1.3	7	121	0.8
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-
運 輸 業 、 郵 便 業	-	-	-	-	-	-
卸 売 業 、 小 売 業	16	561	3.4	16	559	3.7
金 融 業 、 保 険 業	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	68	4,954	30.1	61	4,776	31.8
物 品 賃 貸 業	1	16	0.0	1	16	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	3	248	1.5	3	231	1.5
宿 泊 業	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	10	181	1.1	8	170	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	7	801	4.8	5	745	4.9
教 育 、 学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-
医 療 、 福 祉	7	231	1.4	7	182	1.2
そ の 他 の サ ー ビ ス	5	323	1.9	5	290	1.9
小 計	132	7,640	46.4	118	7,200	48.0
地 方 公 共 団 体	3	7,610	46.2	3	6,631	44.2
個 人	181	1,195	7.2	169	1,166	7.7
合 計	316	16,446	100.0	290	14,998	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

・預貸率の状況

(単位:%)

		2024 年度	2025 年度
預 貸 率	期 末 値	19.19	18.34
	期中平均値	17.36	18.62

・貸倒引当金の期末残高及び期中増減額の状況

(単位:百万円)

		期 首 残 高	当 期 増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
				目的使用	その他		
一般貸倒 引当金	2024 年度	54	18	-	54	18	
	2025 年度	18	17	-	18	17	
個別貸倒 引当金	2024 年度	272	263	-	272	263	
	2025 年度	263	348	-	263	348	
合 計	2024 年度	326	281	-	326	281	
	2025 年度	281	366	-	281	366	

(注) 当期減少額のその他欄について、一般貸倒引当金は洗替えによる取崩額を個別貸倒引当金は税法による取崩額等を記載しております。

・貸出金償却額

(単位:百万円)

	2024 年度	2025 年度
貸出金償却額	-	-

直接償却はありませんでした。

⑦ 有価証券等に関する指標

・商品有価証券の状況

(単位:百万円)

	2024 年度	2025 年度
取 得 原 価 (償 却 原 価)	-	-
貸借対照表計上額	-	-
評 価 益	-	-
評 価 損	-	-

・有価証券の種類別の残存期間別残高

2024 年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国債	-	-	-	-	291	1,969	-	2,261
地方債	-	-	300	94	7,223	-	-	7,617
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	3,141	1,839	5,906	2,426	4,426	10,874	-	28,614
株式	-	-	-	-	-	-	77	77
外国証券	300	-	-	-	-	-	-	300
その他の証券	-	-	-	-	-	-	2,024	2,024
合 計	3,441	1,839	6,206	2,520	11,942	12,844	2,102	40,895

2025 年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国債	499	1,295	-	-	276	-	-	2,071
地方債	-	594	300	366	5,638	-	-	6,899
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	119	3,719	3,750	546	2,912	7,491	-	18,539
株式	-	-	-	-	-	-	154	154
外国証券	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	104	104
合 計	619	5,609	4,050	912	8,827	7,491	258	27,768

・有価証券の種類別の平均残高

有価証券平均残高

(単位：百万円)

	2024 年度	2025 年度
国 債	2,771	2,638
地 方 債	8,737	7,480
短 期 社 債	-	-
社 債	35,198	25,520
株 式	34	34
外 国 証 券	300	80
そ の 他 の 証 券	2,676	1,373
合 計	49,716	37,128

・有価証券の種類別の期末残高

有価証券期末残高

(単位：百万円)

	2024 年度	2025 年度
国 債	2,261	2,071
地 方 債	7,617	6,899
短 期 社 債	-	-
社 債	28,614	18,539
株 式	77	154
外 国 証 券	300	-
そ の 他 の 証 券	2,024	104
合 計	40,895	27,768

・ 預証率の状況

(単位:%)

		2024 年度	2025 年度
預 証 率	期 末 値	47.73	33.96
	期中平均値	51.91	43.50

・ 金銭の信託等の期末残高の状況

(単位:百万円)

		2024 年度	2025 年度
帳 簿 価 額		-	-
時 価		-	-

(注) 「時価」は、上場有価証券については決算日時価で、非上場有価証券のうち価格等の算定が可能なもの（証券業協会が公表する売買価格・公社債店頭気配等による）については時価相当額で、その他のものについては帳簿価格で記載しております。

・ 買入金銭債権の期末残高の状況

(単位:百万円)

		2024 年度	2025 年度
帳 簿 価 額		-	-
時 価		-	-

・ 金融先物取引等

取扱いありません。

・ デリバティブ取引

取扱いありません。

・ 先物外国為替取引

取扱いありません。

・ 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

取扱いありません。

・ 有価証券先物取引又は外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引

取扱いありません。

・ 外貨建資産の状況

該当ありません。

⑧ 証券業務の状況

・公社債の引受の状況

(単位:百万円)

	2024 年度	2025 年度
計	-	-
国 債	-	-
地 方 債	-	-
政府保証債	-	-

・公社債の窓販の実績

取扱いありません。

・公共債のディーリング実績

取扱いありません。

⑨ 為替に関する指標

・内国為替の取扱の状況

(単位:件、百万円)

			2024 年度	2025 年度
振 込	仕 向	件 数	49,334	45,720
		金 額	38,239	30,422
	被仕向	件 数	53,932	54,227
		金 額	24,245	26,902
代金取立	仕 向	件 数	0	1
		金 額	0	5
	被仕向	件 数	0	0
		金 額	0	0

・外国為替の取扱の状況

該当ありません。

⑩ 代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

	2024 年度	2025 年度
計	54	39
信金中央金庫	-	-
(独)住宅金融支援機構	54	39
(独)福祉医療機構	-	-
(独)中小企業基盤整備機構	-	-

⑪ 手数料一覧（消費税等を含んで表示しております。）

※ 為替手数料

・振込手数料（1口）

（単位:円）

	自店(当店内)あて	当金庫他店あて	他行庫あて
一般の振込(電信扱い)	330	440	770
ATMによる振込	無料	無料	550
IB 資金移動 FB 総合振込	無料	無料	550
定額自動送金制度による振込	無料	無料	550
振込組戻手数料(1口当たり)	1,100	1,100	1,100

※視覚障がい者の方の「一般の振込」の手数料は、「ATMによる振込」の手数料とします。

・代金取立手数料

（単位:円）

個 別 取 立	1 通	880
---------	-----	-----

（注）他に実費が必要な場合があります。

※ その他の手数料

（単位:円）

残高証明書	1 通	550
残高証明書(所定用紙外)	1 通	1,100
オンライン照会票	1 件	330
通帳・証書等再発行	1 件	1,100
CD カード等再発行	1 枚	1,100
融資変更契約料	1 件	5,500
融資繰上返済手数料	1 回	5,500
保護預り(1 袋)	年 間	3,960
債券保護預り(1 袋)	年 間	1,320
株式等振込取扱手数料	1 件	11,000
住宅ローン控除証明書	1 通	550
コピー代金	1 通	15
両替手数料(窓口)	1～10 枚	220
	11～500 枚	550
	501～1,000 枚	1,100
	1,001 枚～	500 枚まで毎に 550 円加算
両替手数料(両替機)	1～10 枚	100
	11～500 枚	200
	501～1,000 枚	300
個人情報開示手数料	店頭開示	550
	郵送開示	1,100

※ A T M利用料

(単位:円)

	ご 入 金		ご 出 金	
	平日18時まで	土曜日14時まで	平日18時まで	土曜日14時まで
当 金 庫 の お 客 様	無料	無料	無料	無料
他の信用金庫のお客様	無料	無料	無料	無料
第2地方銀行、信用組合、 労 働 金 庫 の お 客 様	110	220	110	220
都市銀行、信託銀行、地方銀行、 県外JA、漁協のお客様	利用できません	利用できません	110	220
百五銀行、三十三銀行、 県下JAのお客様	利用できません	利用できません	無料	110
ゆうちょ銀行のお客様	110	110	110	110
	平日18時すぎ	土曜日14時すぎ	平日18時すぎ	土曜日14時すぎ
当 金 庫 の お 客 様	無料	無料	110	110
他の信用金庫のお客様	110	110	110	110
第2地方銀行、信用組合、 労 働 金 庫 の お 客 様	220	220	220	220
都市銀行、信託銀行、地方銀行、 県外JA、漁協のお客様	利用できません	利用できません	220	220
百五銀行、三十三銀行、 県下JAのお客様	利用できません	利用できません	110	110
ゆうちょ銀行のお客様	220	220	220	220

4. 事業の運営に関する事項

■ リスク管理の体制

社会経済の変化、技術革新、制度の改正、金融業務の複雑多様化などによって金融機関をとりまくリスクも拡大し、多岐となっております。

こうしたなかで当金庫では、「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナルリスク」等のリスクには格段の注意を払い、組織的に対応するため、機能の強化に努めております。

■ 法令等遵守（コンプライアンス）の体制

信用金庫の行う業務は、各種の法令やルールのもとに行われております。

当金庫は、これらの法令やルールに則って適正に業務を行うため、重要な事項については総代会や理事会に諮り決定しております。

特に金融機関は公共的性格を有しているため、法令等遵守を強く求められております。

このため当金庫では、「コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともに、毎年度「コンプライアンス・プログラム」を策定して、全役職員に配布し、その内容の周知、徹底を図るなど、法令等遵守に徹しております。

■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

① 中小企業の経営の改善について

地域の取引企業及び個人のお客さまより、企業経営の安定及び改善を図るため、相談の申込みなどがあつた場合には、地域を知り尽くした私どもが当該企業などの事情をしっかりと承り、課題解決に向けて真摯に取り組めます。

そのため、必要な場合は、外部の専門家あるいは外部機関等専門の組織などと連携を図り対応します。

② 地域の活性化について

地域の中小金融機関として、預金取引については等しく、かつ、できる限り高利付利で、融資取引については低金利で応じることとし、金利でもって地域の活性化に努めております。

■ 金融ADR制度への対応

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または本部で受け付けております。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、本部とも連携を図り、迅速、公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。
苦情等は営業店または次の本部にお申し出ください。

津信用金庫 本部

住 所：津市大門2 1 番 1 2 号

電話番号：059-228-2181

受付時間：午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（信用金庫営業日）

受付媒体：電話、手紙、面談

※ お客さまの個人情報、苦情等の解決を図るため、またはお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。
詳しくは上記本部にご相談ください。

	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日時間	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～16:00
受付媒体	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、本部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。

なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

	東京三弁護士会		
名称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時間	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:30～12:00、13:00～15:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の（１）、（２）の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫本部にお尋ねください。

(1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、地域の弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

本制度のご利用については、全国しんきん相談所または当金庫本部にお尋ねください。

(2) 移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、愛知県弁護士会の紛争解決センターに案件を移管し、当該弁護士会等で手続きを進めることができます。

本制度のご利用については、全国しんきん相談所または当金庫本部にお尋ねください。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

(1) 営業店および本部に責任者をおくとともに、本部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。

(2) 苦情等のお申し出については、事実関係を把握し、営業店および本部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。

(3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を本部から行います。

(4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望に応じて適切な機関をご紹介します。

(5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。

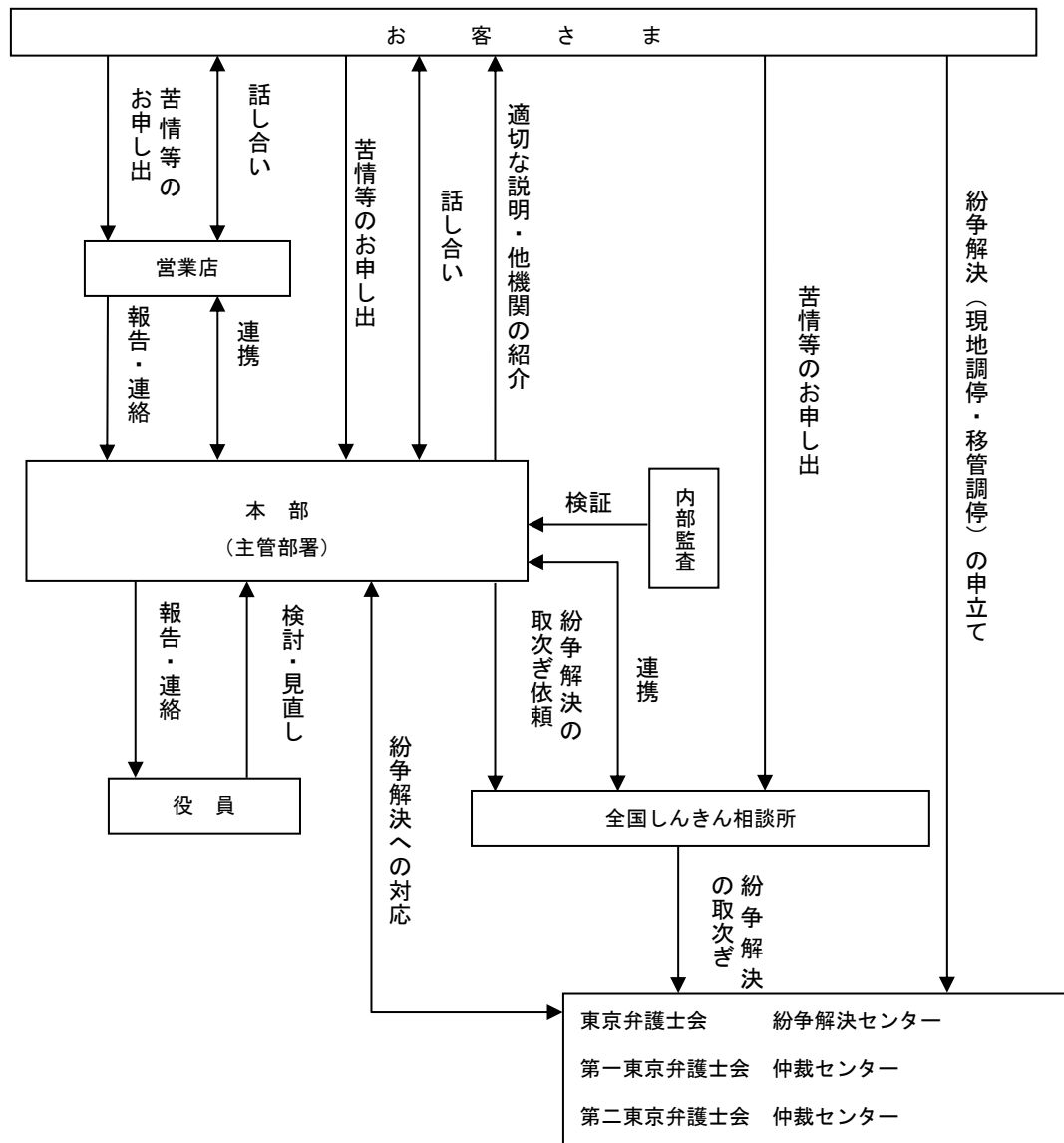
(6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対する態勢の在り方の検討・見直しを行います。

(7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。

(8) 苦情等に対応するため、関連規定等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。

(9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講ずることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

(10) 苦情等への取組体制



■ 地域金融円滑化について

○ 金融円滑化基本方針

当金庫では、地域の中小企業及び個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力で取り組んでまいります。

1. 取り組み方針

地域の中小企業及び個人のお客さまへの安定した資金供給は、営業地域が限定された信用金庫にとって、重要な社会的使命であります。

当金庫は、お客さまの資金需要や貸出条件の変更等の申込みがあった場合、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に承り、事情を把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の実施に向けた態勢整備

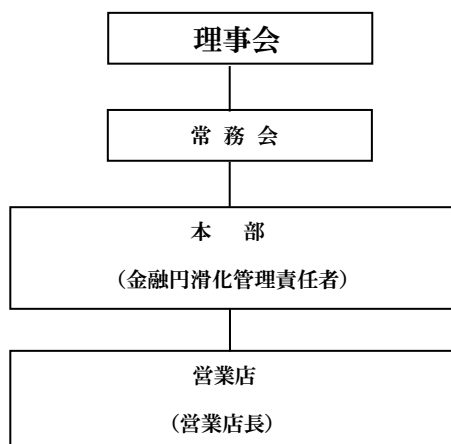
当金庫は、取り組み方針を適切に実施するため、次のとおり必要な態勢を整備しています。

- ・金融円滑化管理方針を策定し、金庫全体に周知させました。
- ・金融円滑化管理責任者を選任し、本方針の実行に当たります。
- ・金融円滑化に関するご相談、ご要望及び苦情は、全営業店及び本部で承ります。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸出条件の変更等の申し出があり、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これら関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めていきます。

◎ 金融円滑化に関する組織図



・貸出条件の変更等に関する相談・申込の状況については、記録の作成・保管をするとともに、金融円滑化管理の状況を経営陣に報告することとしております。

・貸出条件の変更等に関する苦情等があった場合には、営業店を通じ金融円滑化管理責任者に報告することになっております。

・従来より、取引先の経営改善に向けた支援活動には、真摯に取り組んでおります。

● お客さまからの経営相談・経営指導や苦情相談は、次の窓口をご利用ください。

・津信用金庫 本部

電話によるご相談 平日 午前9：00～午後4：30

電話 059-228-2181

郵送によるご相談 津市大門21番12号

・津信用金庫 各営業店

窓口によるご相談 平日 午前9：00～午前12：00

午後1：00～午後3：00

電話によるご相談 平日 午前9：00～午後4：00

本 店 059-227-6111

新町支店 059-227-7661

津駅前支店 059-227-6111

橋南支店 059-227-9155

久居支店 059-255-2376

南郊支店 059-234-7151

郵送によるご相談 本 店 津市大門21番12号

新町支店 津市八町一丁目3番7号

津駅前支店 津市大門21番12号（本店内）

橋南支店 津市岩田1番1号

久居支店 津市久居本町1350番地

南郊支店 津市雲出本郷町1707番地の1

5. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

■ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書

・ 貸借対照表（資産の部）

（単位:百万円）

	2024 年度	2025 年度
（資産の部）		
現 金	900	3,895
預け金	32,593	39,806
有価証券	40,895	27,768
国 債	2,261	2,071
地方債	7,617	6,899
社 債	28,614	18,539
株 式	77	154
投資信託	2,024	104
その他の証券	300	-
貸出金	16,446	14,998
手形貸付	386	168
証書貸付	15,772	14,527
当座貸越	287	302
その他資産	907	922
未決済為替貸	7	7
信金中金出資金	767	767
未収収益	124	137
その他の資産	7	8
有形固定資産	822	829
建物	67	63
土地	491	491
その他の有形固定資産	263	273
無形固定資産	0	3
ソフトウェア	-	3
その他の無形固定資産	0	0
前払年金費用	16	17
繰延税金資産	843	96
貸倒引当金	△281	△366
（うち個別貸倒引当金）	（ △263）	（ △348）
資産の部合計	93,144	87,971

・ 貸借対照表（負債・純資産の部）

（単位:百万円）

	2024 年度	2025 年度
（負債の部）		
預金積金	85,664	81,762
当座預金	606	604
普通預金	22,015	20,220
貯蓄預金	160	177
定期預金	62,489	60,363
定期積金	218	223
その他の預金	173	173
その他負債	94	140
未決済為替借	9	7
未払費用	34	94
給付補填備金	0	0
未払法人税等	18	0
前受収益	4	4
払戻未済持分	0	0
職員預り金	19	20
その他の負債	7	12
賞与引当金	8	9
役員退職慰労引当金	47	27
睡眠預金払戻損失引当金	29	23
負債の部合計	85,846	81,963
（純資産の部）		
出資金	168	168
普通出資金	168	168
利益剰余金	9,300	6,806
利益準備金	168	168
その他利益剰余金	9,132	6,638
特別積立金	8,400	8,400
当期末処分剰余金	732	△1,761
会員勘定合計	9,468	6,974
その他有価証券評価差額金	△2,169	△965
評価・換算差額等合計	△2,169	△965
純資産の部合計	7,298	6,008
負債及び純資産の部合計	93,144	87,971

(注)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、
その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場
価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物
附属設備を除く。)並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物につ
いては定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	23年～47年
その他	2年～20年

4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。

なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づい
て償却しております。

5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己
査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和 4 年 4 月 14 日)に規
定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過
去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証に
よる回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債
権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及
び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部
署が資産査定を実施しております。

6. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、
当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給
付会計に関する会計基準の適用指針」(平成 27 年 3 月 26 日)に定める簡便法(退職給付に係
る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額
を計上しております。

また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生
年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することが
できないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の
割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- ① 制度全体の積立状況に関する事項(令和 7 年 3 月 31 日現在)

年金資産の額	1,796,855 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,828,746 百万円
差引額	△31,890 百万円

- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和 7 年 3 月分) 0.0203 %

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 127,306 百万円及び別途積立金 95,415 百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金 4 百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じること
で算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰
労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しておりま
す。

9. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に
備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しており
ます。

10. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数
料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数
料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づく
ものがあります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足
されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

11. 消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

12. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事
業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 366 百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債
務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別
に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事
業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

13. 有形固定資産の減価償却累計額 856 百万円

14. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおり
であります。なお、債権は、貸出金、「その他資産」中の未収利息の各勘定に計上されるものであ
ります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	352 百万円
危険債権額	321 百万円
三月以上延滞債権額	- 百万円
貸出条件緩和債権額	- 百万円
合計額	674 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始
の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

15. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、残高はありません。

16. 担保に供している資産

日本銀行歳入代理店契約に基づく債務の担保として、地方債 91 百万円、内国為替決済担保として預け金 5,000 百万円、三重県税収納代理担保として預け金 3 百万円を差し入れております。

17. 出資1口当たりの純資産額 1,787 円 82 銭

18. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか本部により行われ、また、定期的に理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、本部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。

日常的には本部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、有価証券運用規程等に従い行われております。

本部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

この情報は本部を通じ、理事会及び常務会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち「債券」、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債の市場リスク量をVaRにより四半期毎に計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間 240 日、信頼区間 99%、観測期間 5 年)により算出しており、令和 8 年 3 月 31 日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で 2,020 百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

19. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	39,806	38,776	△1,029
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	7,500	6,959	△540
その他有価証券	20,265	20,265	-
(3) 貸出金(*1)	14,998		
貸倒引当金(*2)	△366		
	14,632	13,596	△1,036
金融資産計	82,203	79,597	△2,606
(1) 預金積金(*1)	81,762	81,533	△229
金融負債計	81,762	81,533	△229

(*1) 預け金、貸出金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については 20.から 22.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	3
組合出資金(*2)	768
合 計	772

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和6年9月13日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

20. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」及び「その他の証券」が含まれております。以下、22.まで同様であります。

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	4,400	3,995	△404
	短期社債	—	—	—
	社債	3,100	2,963	△136
	その他	—	—	—
	小計	7,500	6,959	△540
合計		7,500	6,959	△540

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表 計上額が取得原価を超えるもの	株式	150	30	120
	債券	200	200	0
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	200	200	0
	その他	34	33	1
	小計	385	263	121
貸借対照表 計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	19,810	20,887	△1,077
	国債	2,071	2,105	△33
	地方債	2,499	2,700	△200
	短期社債	—	—	—
	社債	15,239	16,081	△842
	その他	69	79	△10
	小計	19,879	20,967	△1,087
合計		20,265	21,231	△965

21. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
合計	—	—	—

22. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	11,792	—	1,914
国債	1,903	—	603
地方債	1,213	—	86
短期社債	—	—	—
社債	8,675	—	1,224
その他	1,836	—	663
合計	13,628	—	2,577

23. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 13,051 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 130 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も必要に応じて契約の見直し、与信保全上の処置を講じております。

24. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金(注 2)	698 百万円
賞与引当金	2 百万円
貸倒引当金	91 百万円
睡眠預金払戻損失引当金	6 百万円
減価償却費	8 百万円
役員退職慰労引当金	7 百万円
株式減損	4 百万円
減損損失	78 百万円
その他有価証券評価差額金	272 百万円
その他	<u>5 百万円</u>
繰延税金資産小計	1,177 百万円
税務上繰越欠損金に係る評価性引当額(注 2)	△622 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△452 百万円
評価性引当額(小計)(注 1)	<u>△1,075 百万円</u>
繰延税金資産合計	101 百万円

繰延税金負債

前払年金費用	<u>4 百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>4 百万円</u>
繰延税金資産の純額	96 百万円

(注 1)繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じている当該変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が発生したものであります。

(注 2)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期間別の金額

当事業年度(令和8年3月 31 日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合 計
税務上の繰越欠損金 (※1)	-	-	-	-	-	698	698
評 価 性 引 当 額	-	-	-	-	-	△622	△622
繰 延 税 金 資 産	-	-	-	-	-	76	(※2)76

(※1)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2)税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、業績予想等を総合的に勘案し、合理的に見積もった将来の一時差異等加減算前課税所得見積額を算定し回収可能性を判断しております。

25. 当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	- 百万円
顧客との契約から生じた債権	0 百万円
契約負債	- 百万円

・損益計算書 (1/2)

(単位:千円)

	2024 年度	2025 年度
経常収益	745,793	725,552
資金運用収益	639,118	683,381
貸出金利息	110,969	127,879
預け金利息	152,432	214,477
有価証券利息配当金	359,710	322,935
その他の受入利息	16,006	18,088
役務取引等収益	34,499	33,842
受入為替手数料	15,217	14,120
その他の役務収益	19,281	19,721
その他業務収益	27,264	1,968
国債等債券売却益	23,365	-
国債等債券償還益	2,124	-
その他の業務収益	1,774	1,968
その他経常収益	44,911	6,359
貸倒引当金戻入益	44,887	-
その他の経常収益	24	6,359
経常費用	604,542	3,262,881
資金調達費用	56,540	182,159
預金利息	56,398	181,908
給付補填備金繰入額	36	155
その他の支払利息	104	94
役務取引等費用	6,072	6,187
支払為替手数料	2,836	2,691
その他の役務費用	3,235	3,495
その他業務費用	117,674	2,577,929
国債等債券売却損	57,733	1,914,227
国債等債券償還損	59,940	663,700
その他の業務費用	0	2
経 費	423,770	411,642
人件費	241,411	232,705
物件費	163,304	158,587
税 金	19,055	20,348

・損益計算書 (2/2)

(単位:千円)

	2024 年度	2025 年度
その他経常費用	484	84,962
貸倒引当金繰入額	-	84,076
その他の経常費用	484	886
経常利益	141,250	△2,537,329
特別損失	10,063	17,736
固定資産処分損	0	17,736
減損損失	10,063	-
税引前当期純利益	131,187	△2,554,665
法人税、住民税及び事業税	24,960	303
法人税等調整額	2,374	△74,224
法人税等合計	27,334	△73,921
当期純利益	103,852	△2,480,743
繰越金(当期首残高)	628,422	718,832
当期末処分剰余金	732,274	△1,761,911

(注)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純損失 738 円 18 銭
3. 当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、33,842 千円であります。
4. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

・剰余金処分計算書

(単位:千円)

	2024 年度	2025 年度
当期末処分剰余金	732,274	△1,761,911
積立金取崩額	-	2,400,000
特別積立金取崩額	-	2,400,000
剰余金処分額	13,442	13,442
普通出資に対する配当金	13,442	13,442
	(年 8%の割合)	(年 8%の割合)
繰越金(当期末残高)	718,832	624,646

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2025年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2026年6月19日

津信用金庫

理事長 北出 秀之

■ 監査報告書

- ・ 2024年度及び2025年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、五十鈴監査法人の監査を受けております。

■ 債権の状況

- ・ 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	352 百万円
(2) 危険債権	321 百万円
(3) 三月以上延滞債権(貸出金のみ)	- 百万円
(4) 貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	- 百万円
(5) 正常債権	14,327 百万円

- ・ 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収見 込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2024 年度	100	100	3	96	100.00	100.00
	2025 年度	352	352	72	279	100.00	100.00
危険債権	2024 年度	633	466	300	166	73.71	50.00
	2025 年度	321	253	184	68	78.64	50.00
要管理債権	2024 年度	17	17	17	-	100.00	-
	2025 年度	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	2024 年度	-	-	-	-	-	-
	2025 年度	-	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	2024 年度	17	17	17	-	100.00	-
	2025 年度	-	-	-	-	-	-
小計(A)	2024 年度	750	584	321	263	77.83	61.27
	2025 年度	674	605	257	348	89.80	83.52
正常債権(B)	2024 年度	15,697					
	2025 年度	14,327					
総与信残高 (A) + (B)	2024 年度	16,448					
	2025 年度	15,001					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

■ 役職員の報酬体系の情報開示について

〈報酬体系について〉

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として次の事項を規定で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	73

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」65 百万円、「退職慰勞金」7 百万円となっております。

なお、「退職慰勞金」は、当年度に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和7年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

自己資本の充実の状況(自己資本比率規制の第3の柱)

■ 単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	2024 年度	2025 年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	9,454	6,960
うち、出資金及び資本剰余金の額	168	168
うち、利益剰余金の額	9,300	6,806
うち、外部流出予定額(△)	13	13
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	18	17
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	18	17
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,473	6,978
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	0	3
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	3
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	11	12
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	11	15
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	9,461	6,962

(単位:百万円)

リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	40,439	35,060
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	985	2,243
フロア調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	41,425	37,304
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(二))	22.84%	18.66%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第1項において準用する銀行法第 14 条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成 18 年金融庁告示第 21 号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2024 度		2025 度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの額の合計額	40,439	1,617	35,060	1,402
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	40,439	1,617	35,060	1,402
1.現金	-	-	-	-
2.我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
3.外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
4.国際決済銀行等向け	-	-	-	-
5.我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
7.国際開発銀行向け	-	-	-	-
8.地方公共団体金融機構向け	7	0	5	0
9.我が国の政府関係機関向け	5	0	2	0
10.地方三公社向け	-	-	-	-
11.金融機関及び 第一種金融商品取引業者向け	6,700	268	7,763	310
第一種金融商品取引業者及び保険 会社向け	100	4	100	4
12. カバード・ボンド向け	-	-	-	-
13.法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	9,421	376	5,161	206
特定貸付債権向け	-	-	-	-
14.中堅中小企業等向け及び個人向け	180	7	153	6
トランザクター向け	3	0	3	0
15.不動産関連向け	3,252	130	2,723	108
自己居住用不動産等向け	287	11	260	10
賃貸用不動産向け	2,927	117	2,456	98
事業用不動産関連向け	37	1	6	0
その他不動産関連向け	-	-	-	-
ADC 向け	-	-	-	-
16.劣後債権及びその他資本性証券等	5,863	234	4,961	198
17.延滞等向け(自己居住用不動産向けを除く。)	433	17	253	10
18.自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	70	2	63	2
19.取立未済手形	1	0	1	0
20.信用保証協会等による保証付	2	0	2	0
21.株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
22.株式等	367	14	367	14
23.上記以外	14,132	565	13,599	543
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	12,026	481	11,525	461
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	767	30	993	39
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	56	2	242	9
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー	451	18	-	-
上記以外のエクスポージャー	830	33	838	33

	②証券化エクスポージャー		-	-	-	-
	証券化	STC 要件適用分	-	-	-	-
		短期 STC 要件適用分	-	-	-	-
		不良債権証券化適用分	-	-	-	-
		STC・不良債権証券化適用対象外分	-	-	-	-
	再証券化		-	-	-	-
	③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		-	-	-	-
	ルック・スルー方式		-	-	-	-
	マンドート方式		-	-	-	-
	蓋然性方式(250%)		-	-	-	-
	蓋然性方式(400%)		-	-	-	-
	フォールバック方式(1250%)		-	-	-	-
	④未決済取引		-	-	-	-
	⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		-	-	-	-
	⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額(簡便法)		-	-	-	-
	⑦中央清算機関関連エクスポージャー		-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		985	39	2,243	89	
BI		657		1,495		
BIC		78		179		
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)		41,425	1,657	37,304	1,492	

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3 か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

5. 当金庫は、標準的計測手法かつ ILM を「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

6. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

(2) 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポー ジャー	
			貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・バ ランス取引		有価証券		預け金			
	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度
国 内	93,126	88,337	16,448	15,001	40,595	27,768	32,593	39,806	750	674
国 外	300	-	-	-	300	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	93,426	88,337	16,448	15,001	40,895	27,768	32,593	39,806	750	674
製 造 業	5,503	3,479	103	106	5,399	3,373	-	-	11	6
農 業、林 業	196	195	-	-	196	195	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	615	517	222	125	393	392	-	-	1	0
電気・ガス・熱供給・水道業	8,014	4,250	-	-	8,014	4,250	-	-	-	-
情 報 通 信 業	1,156	398	-	-	1,156	398	-	-	-	-
運輸業、郵便業	4,297	1,415	-	-	4,297	1,415	-	-	-	-
卸売業、小売業	1,451	1,340	589	585	861	755	-	-	247	237
金融業、保険業	40,637	47,435	-	-	8,043	7,629	32,593	39,806	-	-
不 動 産 業	5,308	5,129	5,113	4,926	195	203	-	-	207	186
物 品 賃 貸 業	16	16	16	16	-	-	-	-	16	16
学術研究、専門・ 技術サービス業	348	331	248	231	100	100	-	-	-	-
宿 泊 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	220	207	220	207	-	-	-	-	192	185
生活関連サービス 業、娯 楽 業	802	745	802	745	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	246	193	246	193	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	324	290	324	290	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	17,614	15,683	7,610	6,631	10,004	9,051	-	-	-	-
個 人	950	940	950	940	-	-	-	-	74	40
そ の 他	5,721	5,765	-	-	2,232	3	-	-	-	-
業 種 別 合 計	93,426	88,337	16,448	15,001	40,895	27,768	32,593	39,806	750	674
1 年 以 下	6,428	22,346	484	224	3,441	619	2,503	21,503		
1 年 超 3 年 以 下	14,818	7,306	479	697	1,839	5,609	12,500	1,000		
3 年 超 5 年 以 下	8,700	6,745	1,494	2,195	6,206	4,050	1,000	500		
5 年 超 7 年 以 下	6,448	7,275	3,928	3,363	2,520	912	-	3,000		
7 年 超 10 年 以 下	23,508	16,972	3,566	2,145	11,942	8,827	8,000	6,000		
1 0 年 超	22,754	16,283	6,410	6,292	12,844	7,491	3,500	2,500		
期 間 の 定 め の な い も の	10,770	11,410	84	83	2,102	258	5,090	5,303		
残存期間別合計	93,426	88,337	16,448	15,001	40,895	27,768	32,593	39,806		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3 か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金・その他資産が含まれます。

また、有価証券の「その他」には、ユーロ円債等が含まれます。

4. 上記の残存期間別「期間の定めのないもの」には、現金・その他資産等が含まれます。

5. 貸出金には未収利息が含まれています。

6. デリバティブ取引は、ありません。

7. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

25ページ「貸倒引当金の期末残高及び期中増減額の状況」をご参照ください。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	当期増加額		当期減少額		期末残高			
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-
農 業 、 林 業	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業 、 郵 便 業	-	-	-	-	-	-	-	-
卸 売 業 、 小 売 業	-	87	7	-	92	180	-	-
金 融 業 、 保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	17	-	17	0	119	119	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	-	-	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	-	-	0	1	43	42	-	-
生活関連サービス業 娯 楽 業	-	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療 、 福 祉	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	-	-	0	0	7	6	-	-
合 計	17	87	24	1	263	348	-	-

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	2024 年度					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
1. 現金	900	-	900	-	-	0
2.我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,311	-	6,311	-	-	0
3.外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
4.国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
5.我が国の地方公共団体向け	15,419	-	15,419	-	-	0
6.外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
7.国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
8.地方公共団体金融機構向け	74	-	74	-	7	10
9.我が国の政府関係機関向け	50	-	50	-	5	10
10.地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
11.金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	32,651	-	32,651	-	6,700	21
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	400	-	400	-	100	25
12.カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
13.法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	22,948	574	22,607	36	9,421	42
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-
14.中堅中小企業等向け及び個人向け	370	12,703	185	7	180	93
トランザクター向け	-	11,882	-	7	3	45
15.不動産関連向け	5,304	-	5,206	-	3,252	62
自己居住用不動産等向け	711	-	683	-	287	42
賃貸用不動産向け	4,550	-	4,480	-	2,927	65
事業用不動産関連向け	42	-	42	-	37	90
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-
16.劣後債権及びその他資本性証券等	3,908	-	3,908	-	5,863	150
17.延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	380	7	380	0	433	114
18.自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	70	-	70	-	70	100
19.取立未済手形	7	-	7	-	1	20
20.信用保証協会等による保証付	29	-	29	-	2	10
21.株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
22.株式等	147	-	147	-	367	250
合計					26,306	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

(単位:百万円)

	2025 年度					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
1. 現金	3,895	-	3,895	-	-	0
2.我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,229	-	5,229	-	-	0
3.外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
4.国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
5.我が国の地方公共団体向け	13,740	-	13,740	-	-	0
6.外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
7.国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
8.地方公共団体金融機構向け	57	-	57	-	5	10
9.我が国の政府関係機関向け	22	-	22	-	2	10
10.地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
11.金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	37,966	-	37,966	-	7,763	20
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	400	-	400	-	100	25
12.カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
13.法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	12,742	529	12,397	30	5,161	42
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-
14.中堅中小企業等向け及び個人向け	328	12,501	153	7	153	95
トランザクター向け	-	11,130	-	7	3	45
15.不動産関連向け	4,848	-	4,795	-	2,723	57
自己居住用不動産等向け	594	-	577	-	260	45
賃貸用不動産向け	4,244	-	4,208	-	2,456	58
事業用不動産関連向け	9	-	9	-	6	70
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-
16.劣後債権及びその他資本性証券等	3,307	-	3,307	-	4,961	150
17.延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	243	5	243	0	253	104
18.自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	63	-	63	-	63	100
19.取立未済手形	7	-	7	-	1	20
20.信用保証協会等による保証付	20	-	20	-	2	10
21.株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
22.株式等	147	-	147	-	367	250
合計					35,060	

(注) 1.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2.「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイト
の区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	2024 年度							
	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)							
	0 %	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%
現金	900	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,311	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	15,419	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	74	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	50	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	30,950	-	1,700	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	200	-	200	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	9,316	-	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	219	87	1,081	-	294
自己居住用不動産等向け	-	-	-	219	87	63	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	1,017	-	294
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	29	-	7	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	22,631	154	-	40,493	87	2,782	-	294

(単位:百万円)

	2024 年度							
	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)							
	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	-	10,621	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	7	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	7	-	-	-	-
不動産関連向け	-	32	-	638	35	-	514	-
自己居住用不動産等向け	-	32	-	-	35	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	638	-	-	514	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	32	-	645	10,656	-	514	-

	2024 年度							
	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)							
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%
現金	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	601	-	2,058	-	-	47	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	33	-	-	-	-	151	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	245	646	-	-	42	-	-	1,369
自己居住用不動産等向け	245	-	-	-	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	646	-	-	-	-	-	1,369
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	42	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	274	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	70	-
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	245	1,280	-	2,058	42	-	544	1,369

(単位:百万円)

	2024 年度							
	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)							
	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	-	-	-	-	-	-	-	900
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	6,311
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	15,419
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	74
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	50
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	32,651
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	400
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	-	-	-	-	22,643
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	192
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	7
不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	5,206
自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	683
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	4,480
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	42
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	3,908	-	-	-	3,908
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	105	-	-	-	380
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	70
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	7
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	29
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	147	-	-	147
合計	-	-	-	4,014	147	-	-	87,994

(単位:百万円)

	2025 年度							
	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)							
	0 %	10 %	15 %	20 %	25 %	30 %	31.25 %	35 %
現金	3,895	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,229	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	13,740	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	57	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	22	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	36,264	-	1,701	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	200	-	200	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	6,115	-	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	122	80	956	-	669
自己居住用不動産等向け	-	-	-	122	80	77	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	878	-	669
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	7	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	20	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	22,864	100	-	42,511	80	2,657	-	669

(単位:百万円)

	2025 年度							
	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)							
	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	-	4,110	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	7	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	7	-	-	-	-
不動産関連向け	-	42	-	398	13	-	1,233	-
自己居住用不動産等向け	-	42	-	-	13	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	398	-	-	1,233	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	35	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	42	-	405	4,159	-	1,233	-

(単位:百万円)

	2025 年度							
	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)							
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%
現金	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	2,120	-	-	80	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	13	-	-	-	-	139	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	250	135	-	-	-	-	-	893
自己居住用不動産等向け	241	-	-	-	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	135	-	-	-	-	-	893
事業用不動産関連向け	9	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	150	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	63	-
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	250	149	-	2,120	-	-	434	893

(単位:百万円)

	2025 年度							
	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)							
	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	-	-	-	-	-	-	-	3,895
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	5,229
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	13,740
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	57
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	22
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	37,966
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	400
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	-	-	-	-	12,428
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	161
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	7
不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	4,795
自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	577
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	4,208
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	9
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	3,307	-	-	-	3,307
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	57	-	-	-	243
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	63
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	7
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	20
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	147	-	-	147
合計	-	-	-	3,364	147	-	-	82,086

へ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円、%)

2024 年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF の加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	66,506	-	-	66,442
40%～70%	12,102	11,882	10.000	12,094
75%	1,341	711	10.000	1,280
80%	-	-	-	-
85%	2,266	344	10.000	2,058
90%～100%	808	337	10.000	586
105%～130%	1,386	-	-	1,369
150%	4,014	7	10.000	4,014
250%	147	-	-	147
400%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	88,574	13,284	10.000	87,994

(注) 「CCF の加重平均値(%)」とは、CCF を適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(単位:百万円、%)

2025 年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF の加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	68,906	-	-	68,874
40%～70%	6,088	11,130	10.000	6,092
75%	214	1,273	10.000	149
80%	-	-	-	-
85%	2,326	302	10.000	2,120
90%～100%	654	325	10.000	434
105%～130%	910	-	-	893
150%	3,364	5	10.000	3,364
250%	147	-	-	147
400%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	82,611	13,036	10.000	82,076

(注) 「CCF の加重平均値(%)」とは、CCF を適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	566	514	437	101	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

取扱いありません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

取扱いありません。

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	2024 年度		2025 年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	169	169	254	254
非上場株式等	2,701	2,701	772	772
合 計	2,871	2,871	1,027	1,027

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2024 年度	2025 年度
売 却 益	23	-
売 却 損	60	663
償 却	-	-

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2024年度	2025 年度
評価損益	△545	111

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2024年度	2025 年度
評価損益	-	-

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2024年度	2025 年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方平行シフト	3,842	2,077	284	176
2	下方平行シフト	0	0	0	0
3	スティープ化	3,058	1,666		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	304	165		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	3,842	2,077	284	176
		ホ		ヘ	
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	9,461		6,962	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

3. 定 性 的 な 開 示 事 項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値（現在価値）が変動するリスクや、運用（貸出金や有価証券）と調達（預金）の金利差から得られる将来収益（金利収益）が変動するリスクをいいます。当金庫では金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、市場リスクの管理に努めています。

金利リスク量の計測方法としては、金利が 1 ベーシスポイント上昇した場合の現在価値変動額（BPV）を月次ごとに計測し、リスク管理を行っています。リスク管理の方法としては自己資本額に対する金利リスク量の比率を計算し、資産や負債の期間構成を変動させること等により、金利リスクをコントロールしています。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

① 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE 及び△NII 並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

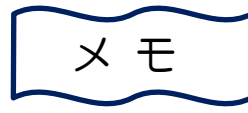
△EVE …… 金利ショック（円貨の場合 金利が 1%上昇）に対する経済価値の減少額

△NII …… 金利ショックに対する算出基準日から 12 ヶ月を経過する日までの金利収益の減少額

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均期間	1.25 年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5 年
流動性預金への満期割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提	金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約は考慮しておりません。
複数の通貨の集計方法及びその前提	外貨建ての金融商品は取扱いがないため、外貨は集計しておりません。
スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等）	金利ショック幅はリスクフリーレートを使用しており、スプレッドは考慮しておりません。
内部モデルの使用等、△EVE 及び△NII に重大な影響を及ぼすその他の前提	内部モデルは使用しておりません。
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	前年度と比較して△EVE は 1,765 百万円の減少、△NII も 108 百万円の減少となりました。 △EVE については有価証券運用残高の減少、△NII については市場金利の上昇が主な要因です。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	重要性テストの値は基準値（20%）を上回っていますが、自己資本額を考慮すると問題ない水準であると考えています。

② 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE 及び△NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

銀行勘定の金利リスクについては、△EVE 及び△NII のほかにVaRにより金利リスク量を計測しています。VaRについては預金、貸金、預け金、有価証券等の業務別に、信頼区間 99%、観測期間 5 年、保有期間 240 日の条件により月次で計測し、常務会に報告しています。また、統合的リスク管理として、金利リスクを含む市場リスクに加えて、信用リスク、オペレーショナルリスクを加算した銀行勘定全体のリスク量を計測し、4半期毎に理事会に諮っています。





津信用金庫

津市大門 21 番 12 号 TEL 059-228-2181

<http://www.tsushinkin.co.jp>